

災害時における資機材リースの協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県建設機械リース業協会（以下「乙」という。）は、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急対応に必要な資機材（以下「資機材」という。）のリースに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲と乙が協力して、資機材のリースを迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（リースの協力要請）

第3条 災害時において、甲が資機材のリースを必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な範囲において、協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から資機材のリースの要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、資機材のリースを実施するものとする。

（リースの範囲）

第4条 甲が、乙に調達を要請する資機材は、次に掲げるものとする。

- （1）別表に掲げる資機材
- （2）その他乙の業務の範囲内で甲が指定する資機材

（要請手続）

第5条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続は、資機材名、数量、規格、搬入場所等を記載した文書（様式第1号）もって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（資機材のリースの協力）

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、資機材のリースについて、優先的に行うものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施した時は、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材の搬入等）

第7条 資機材の搬入場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して資機材を確認のうえ引渡を受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により乙がリースした資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるリース及び運搬等に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 前条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び資機材のリース等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年 2月26日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号
上田市
上記代表者 上田市長 母袋創一



乙 長野県飯田市上郷黒田2731番地1
長野県建設機械リース業協会
上記代表者 会長 若尾信夫



別表（第4条関係）

発電機（2～3KVA） 発電機（10～25KVA） インバーター発電機 屋内用電圧調整器 トランス昇圧・降圧 水中ポンプ エンジンポンプ コードリール（屋内） コードリール（屋外） 投光機（500w・1kw） 投光機（2灯式） 投光機（4灯式） 投光機（バルーン型） 軽トラック 組立ハウス コンテナハウス（3坪クラス） コンテナハウス（4坪クラス）	ツイントイレ 本水洗トイレ 簡易水洗トイレ 会議用テーブル 折いす ホワイトボード（脚付） くず入れ コピー機 レーザープリンター ノートパソコン 衛星電話 コードレス電話 ブルーヒーター 石油ストーブ テレビデオ ファンヒーター 扇風機
---	---